

広島県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十四年八月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

| 区 間   |   | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|---|---|------|-----------------|--------------|----|
| 新   | 旧 |      |                 |              |    |
| ○   | 〽 |      | 六・七〇〽<br>七・二〇   | 一四〇・〇〇       |    |
| 〽   | 〽 |      | 二二・八〇<br>三八・六   | 一四〇・〇〇       | 拡幅 |
| 大竹市栗谷町大栗林字高祖谷四四六番一五地<br>先から<br>大竹市栗谷町大栗林字高祖谷四四六番一地先<br>まで |   |      |                 |              |    |